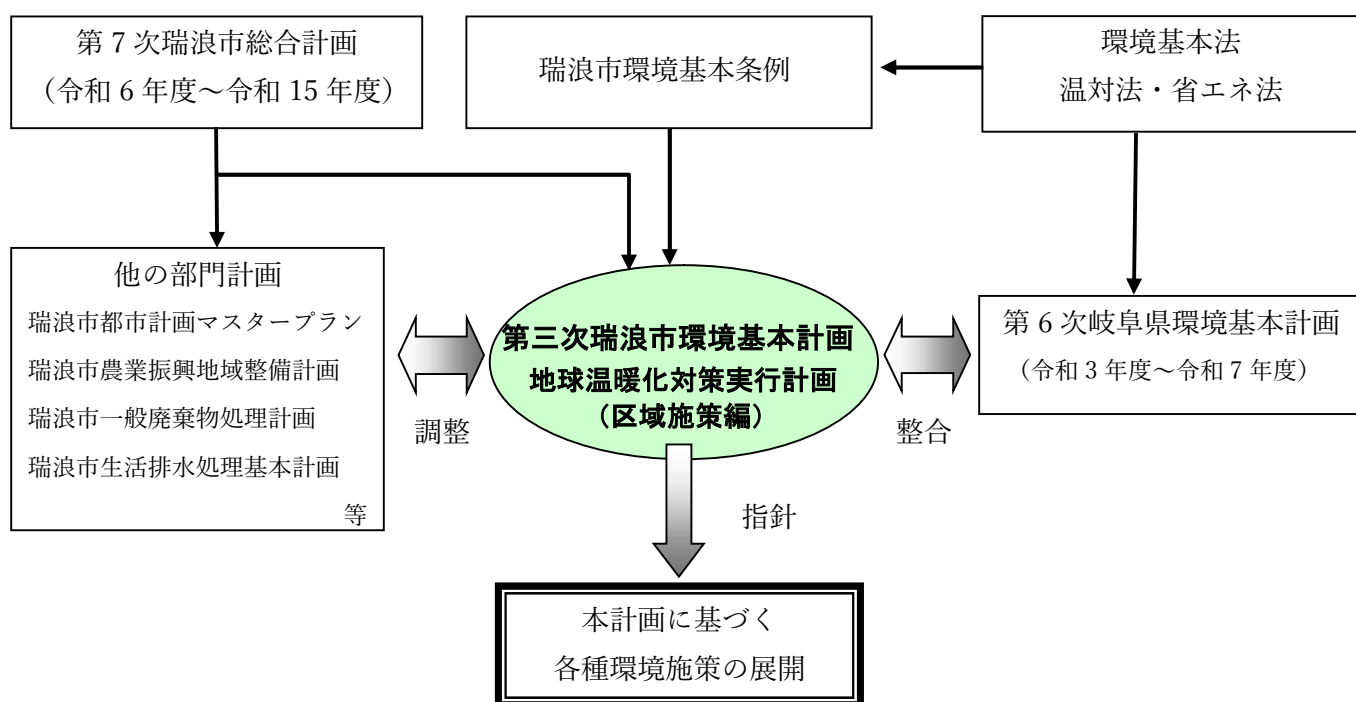


第三次瑞浪市環境基本計画の策定について（案）

1 計画の性格と位置付け

環境基本計画とは、環境の保全、改善、創出に関する基本的な計画です。本計画に基づき、市民・事業者・行政の各主体が、積極的に環境保全活動を実践することにより、環境への負荷を減らし、持続的な発展が可能な社会をつくり、人と自然が共生した、快適で住みよい社会を実現し、後世に継承していくことを目指すものです。

また、市政運営の道標となる瑞浪市総合計画を環境面で支える計画です。



2 計画期間

中長期的な展望を持ちながら、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、後期5年に対して中間見直しをおこないます。このことで、第7次瑞浪市総合計画と整合が図られた計画とします。

3 基本の方針

- ① 現行計画における「基本理念、環境像」を継承しつつ、本市における現在の環境の状況等の分析結果や社会情勢の変化等を勘案した計画とします。

- ② 国が策定している第五次環境基本計画や生物多様性国家戦略、岐阜県が策定している第6次環境基本計画や生物多様性ぎふ戦略など、国や県の関連する計画の内容を勘案しつつ、本市の特性に合わせた計画とします。
- ③ 瑞浪市総合計画との整合を図りつつ、本市の関連計画の環境関係施策とも整合・連携させた計画とします。
- ④ 世界的潮流であるSDGsの達成に向け、循環共生型の「持続可能な社会」の実現を目指す計画とします。
- ⑤ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を盛り込むことで、本市のカーボンニュートラルに向けた方針及び施策を明らかにします。

4 策定スケジュール

令和4年度	再生エネルギー導入目標策定等に係る調査業務 ○再生エネルギー導入目標の作成 （アンケート等の現状分析、温室効果ガス排出量の推計、脱炭素シナリオの作成等） ○環境審議会 2回程度※ 環境基本計画（令和4年度分） ○環境基本計画の策定 （現状の整理、第三次環境基本計画の基本理念、基本方針、環境像の立案等） ○環境審議会 2回程度※ ※環境審議会のうち1日は同日開催を予定しているため、年間3回程度
令和5年度	環境基本計画（令和5年度分） ○環境基本計画の策定 （第三次環境基本計画の目標・施策の立案、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の作成、環境配慮指針の作成） ○環境審議会 3回程度 ○計画確定 12月予定

5 再エネ導入目標の設定について

本市における再エネのポテンシャルを調査分析し、再エネ導入目標を設定します。これをベースとして市全域を対象とする地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。

導入目標の設定には、公益財団法人日本環境協会の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）を活用します。